

令和6年 第5回 福岡市選挙管理委員会

3月5日（火） 午前10時30分

議 題

1 議案

議案第2号 直接請求に必要な選挙人の数について

議案第3号 福岡市議会議員一般選挙における選挙運動に関する
収支報告書の要旨について

2 報告事項

- ① 選挙人名簿登録者数について
- ② 在外選挙人名簿登録者数について
- ③ 令和6年度当初予算案について

3 その他

今後の委員会開催予定日時

- ・令和6年3月21日（木） 午前10時30分
- ・令和6年4月5日（金） 午前10時30分
- ・令和6年4月22日（月） 午前10時30分

議案第2号

直接請求に必要な選挙人の数について

地方自治法の規定による直接請求、市町村の合併の特例に関する法律の規定による合併協議会設置の請求及び合併協議会設置のための選挙人の投票の実施の請求並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定による教育長又は委員の解職請求に必要な選挙人の数を、令和6年3月1日現在の選挙人名簿に基づき次のように定め、告示するもの。

令和6年3月5日

福岡市選挙管理委員会

委員長 稲 員 大三郎

- 1 地方自治法第74条及び第75条並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条及び第5条に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数
26,172人
- 2 市町村の合併の特例に関する法律第4条及び第5条に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数
218,097人
- 3 地方自治法第76条、第81条及び第86条（区選挙管理委員に係る請求を除く。）並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条に規定する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数
263,573人
- 4 地方自治法第80条及び第86条（区選挙管理委員に係る請求に限る。）に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数
東 区 86,980人
博多区 67,764人
中央区 56,416人
南 区 72,945人
城南区 35,031人
早良区 60,345人
西 区 56,715人

（理由）

地方自治法第74条第5項、第75条第6項、第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項、市町村の合併の特例に関する法律第5条第30項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第2項の規定による。

(参考)

1 直接請求の内容について

- (1) 地方自治法第74条
条例の制定又は改廃の請求 (1/50)
- (2) 地方自治法第75条
監査請求 (1/50)
- (3) 地方自治法第76条
議会の解散請求 (80万を超える数×1/8+40万×1/6+40万×1/3)
- (4) 地方自治法第80条
議員の解職請求 (1/3)
- (5) 地方自治法第81条
長の解職請求 (80万を超える数×1/8+40万×1/6+40万×1/3)
- (6) 地方自治法第86条
 - ① 副市長、市選挙管理委員、監査委員の解職請求
(80万を超える数×1/8+40万×1/6+40万×1/3)
 - ② 区選挙管理委員の解職請求 (1/3)
- (7) 市町村の合併の特例に関する法律第4条及び第5条
 - ① 合併協議会の設置の請求 (1/50)
 - ② 合併協議会設置のための投票の実施の請求 (1/6)
- (8) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条
教育長、教育委員の解職請求 (80万を超える数×1/8+40万×1/6+40万×1/3)

2 計算式

1 について

$$\text{全 市} \quad 1,308,579 \times 1/50 = 26,171.58 \rightarrow 26,172$$

2 について

$$\text{全 市} \quad 1,308,579 \times 1/6 = 218,096.50 \rightarrow 218,097$$

3 について

$$\begin{aligned} \text{全 市} \quad & (1,308,579 - 800,000) \times 1/8 + 400,000 \times 1/6 \\ & + 400,000 \times 1/3 = 263,572.37 \rightarrow 263,573 \end{aligned}$$

4 について

$$\text{東 区} \quad 260,939 \times 1/3 = 86,979.66 \rightarrow 86,980$$

$$\text{博多区} \quad 203,290 \times 1/3 = 67,763.33 \rightarrow 67,764$$

$$\text{中央区} \quad 169,246 \times 1/3 = 56,415.33 \rightarrow 56,416$$

$$\text{南 区} \quad 218,835 \times 1/3 = 72,945$$

$$\text{城南区} \quad 105,091 \times 1/3 = 35,030.33 \rightarrow 35,031$$

$$\text{早良区} \quad 181,033 \times 1/3 = 60,344.33 \rightarrow 60,345$$

$$\text{西 区} \quad 170,145 \times 1/3 = 56,715$$

※ 端数は切り上げる。

議案第3号

福岡市議会議員一般選挙における選挙運動に関する収支報告書の要旨について

令和5年4月9日執行の福岡市議会議員一般選挙における選挙運動に関する収支報告書について、候補者2人の各出納責任者から訂正の届出があったので、令和5年福市選管告示第17号により告示した要旨を次のように改め、公表する。

令和6年3月5日

福岡市選挙管理委員会

委員長 稲 員 大三郎

- 1 東区選挙区候補者阿部正剛の第1回報告分を次のように改める。

別紙1のとおり

- 2 中央区選挙区候補者阿部秀樹の第1回報告分を次のように改める。

別紙2のとおり

(理由)

選挙運動に関する収支報告書について訂正の届出があったことに伴い、公職選挙法第192条第1項の規定により公表した要旨（令和5年福市選管告示第17号）を改める必要があるため。

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和5年4月9日執行
福岡市議会議員一般選挙（東区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額
（法定選挙運動費用額） 6,907,800 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	阿部正剛	所属党派	日本維新の会	期間	2月13日から 4月23日まで	第1回分
出納責任者氏名	大塚伸一					
収入				支出		
主たる寄附 氏名、団体名	職業	寄附額 円		人件費	195,000	円
福岡維新の会		500,000		家屋費	30,949	
あべ正剛を支援する会		14,999		選挙事務所費	30,949	
				集会会場費	0	
				通信費	0	
				交通費	0	
				印刷費	798,600	
				広告費	422,711	
				文具費	0	
				食糧費	65,041	
				休泊費	51,500	
				雑費	0	
その他の寄附 0件		0				
その他の収入		1,200,000				
今回計		1,714,999		今回計	1,563,801	
前回計		—		前回計	—	
総計		1,714,999		総計	1,563,801	
支出のうち公 費負担相当額	項 目		金額			
	ビラの作成		61,840 円			
	ポスターの作成		423,500 円			
	計		485,340 円			

報告書受理年月日	令和5年4月24日	第1回 報告分
----------	-----------	---------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和5年4月9日執行
福岡市議会議員一般選挙（中央区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額
（法定選挙運動費用額） 7,282,400 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	阿部 秀 樹	所属党派	日本維新の会	期 間	3月2日から 4月10日まで	第1回分
出納責任者氏名	阿 部 則 子					
収入				支出		
主たる寄附 氏名、団体名	職業	寄附額	円	人件費	55,000	円
福岡維新の会		500,000		家屋費	0	
				選挙事務所費	0	
				集合会場費	0	
				通信費	90,970	
				交通費	15,950	
				印刷費	868,020	
				広告費	418,825	
				文具費	0	
				食糧費	0	
				休泊費	0	
				雑 費	0	
その他の寄附	0 件	0				
その他の収入		1,500,000				
今回計		2,000,000		今回計	1,448,765	
前回計		—		前回計	—	
総 計		2,000,000		総 計	1,448,765	
支出のうち公 費負担相当額	項 目			金 額		
	ビラの作成			60,720 円		
	ポスターの作成			807,300 円		
	計			868,020 円		

報告書受理年月日	令和5年4月22日	第1回 報告分
----------	-----------	---------

(関係法令)

○公職選挙法

(選挙運動に関する収入及び支出の報告書の提出)

第189条 出納責任者は、公職の候補者の選挙運動に関しなされた寄附及びその他の収入並びに支出について、第185条第1項各号に掲げる事項を記載した報告書を、前条第1項の領収書その他の支出を証すべき書面の写し（同項の領収書その他の支出を証すべき書面を徴し難い事情があつたときは、その旨並びに支出の金額、年月日及び目的を記載した書面又は当該支出の目的を記載した書面並びに金融機関が作成した振込みの明細書であつて当該支出の金額及び年月日を記載したものの写し）を添付して、次の各号の定めるところにより、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（参議院比例代表選出議員の選挙については、中央選挙管理会）に提出しなければならない。

- 一 当該選挙の期日の公示又は告示の日前まで、選挙の期日の公示又は告示の日から選挙の期日まで及び選挙の期日経過後になされた寄附及びその他の収入並びに支出については、これを併せて精算し、選挙の期日から15日以内に
 - 二 前号の精算届出後になされた寄附及びその他の収入並びに支出については、その寄附及びその他の収入並びに支出がなされた日から7日以内に
- 2 前項の報告書の様式は、総務省令で定める。
 - 3 第1項の報告書には、真実の記載がなされていることを誓う旨の文書を添えなければならない。

(報告書の公表、保存及び閲覧)

第192条 第189条の規定による報告書を受理したときは、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（参議院比例代表選出議員の選挙については、中央選挙管理会）は、総務省令の定めるところにより、その要旨を公表しなければならない。

- 2 前項の規定による公表は、中央選挙管理会にあつては官報により、都道府県の選挙管理委員会にあつては都道府県の公報により、市町村の選挙管理委員会にあつてはそのあらかじめ告示をもつて定めたところの周知させやすい方法によつて行う。
- 3 第189条の規定による報告書は、当該報告書を受理した選挙管理委員会又は中央選挙管理会において、受理した日から3年間、保存しなければならない。
- 4 何人も、前項の期間内においては、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（参議院比例代表選出議員の選挙については、中央選挙管理会）の定めるところにより、報告書の閲覧を請求することができる。

○公職選挙法施行規則

(要旨の公表の様式)

第24条 前条の規定によつて提出された報告書の要旨を法第192条第1項及び第2項の規定によつて公表する場合は、別記第32号様式に準じてしなければならない。

第32号様式 (報告書の要旨の公表の様式)

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 何年何月何日執行 何選挙(何選挙区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する
支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額) _____ 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	候補者届出政党、参議院名 簿届出政党等又は所属党派	期間	何月何日から 何月何日まで
出納責任者氏名			第何回分

収入	支出
主たる寄附 (氏名) (職業) (寄附額)	人件費
何 某 何 何 何	家屋費
何 某 何 何 何	選挙事務所費
	集合会場費
その他の寄附	通信費
何件 何	交通費
	印刷費
その他の収入	広告費
今回計	文具費
前回計	食糧費
総計	休泊費
	雑費
	今回計
	前回計
	総計

	項 目	金 額
支出のうち 公費負担相 当額	選挙運動用通常葉書の作成	円
	ビラの作成	円
	ポスターの作成	円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	円
	政見放送のための録画等	円
	計	円

報告書受理年月日	何年何月何日	第何回報告分
----------	--------	--------

備考

- 1 各候補者の記載の順序は、参議院比例代表選出議員の選挙以外の選挙においては「あいうえお」順とし、参議院比例代表選出議員の選挙においては参議院名簿届出政党等毎に「あいうえお」順とする。
- 2 「候補者届出政党、参議院名簿届出政党等又は所属党派」の欄には、衆議院小選挙区選出議員の選挙においては、法第86条第1項の規定による届出があつたときは候補者届出政党の名称を、同条第2項又は第3項の規定による届出があつたときは候補者の所属する党派名を記載するものとし、参議院比例代表選出議員の選挙においては、参議院名簿届出政党等の名称を記載するものとし、その他の選挙(衆議院比例代表選出議員の選挙を除く。)においては、公職の候補者の所属する党派名を記載するものとする。
- 3 「主たる寄附」の欄には、寄附のうち寄附者別の寄附額が衆議院小選挙区選出議員、参議院議員又は都道府県知事の選挙にあつては3万円以上のもの、その他の選挙にあつては1万円を超えるものについて記載するものとし、「その他の寄附」の欄には、これらの寄附以外の寄附について、その総計を何件 何円と一括記載するものとする。
- 4 専ら在外選挙人の投票に関してする選挙運動で国外においてするものに関する支出については、支出の各欄ごとに外書として括弧を付して記載するものとする。

報告事項1

令和6年3月1日現在 選挙人名簿登録者数について

(単位：人)

区分	12月1日現在 選挙人名簿 登録者数 (a)	令和5年12月2日以降の抹消者数						今回の 新規登 録者数 (f)	令和6年3月1日現在 選挙人名簿登録者数 (g)=(a)-(b)+(c)-(d)+(e)+(f)			前回登録 に対する 増減数 (g)-(a)				
		1月19日 区委員会 議決分	2月20日 区委員会 議決分	3月1日区委員会議決分			抹消者 の合計 (b)		移替える による 増加数 (c)	移替える による 減少数 (d)	12月2日 以降補正 登録者数 (e)		男	女	合計(g)	
				死亡者	市外転出 後4箇月 経過者	在外登録 移転者										
東区	260,778	1,054	937	827	108	719	0	2,818	871	771	0	2,879	124,984	135,955	260,939	161
博多区	203,426	1,099	1,093	976	77	899	0	3,168	1,272	1,415	0	3,175	97,295	105,995	203,290	-136
中央区	169,618	794	765	739	61	678	0	2,298	1,142	1,414	0	2,198	73,837	95,409	169,246	-372
南区	218,699	848	726	593	114	479	0	2,167	1,008	923	0	2,218	100,356	118,479	218,835	136
城南区	105,013	362	320	234	48	186	0	916	762	718	0	950	48,900	56,191	105,091	78
早良区	181,043	683	548	452	87	365	0	1,683	946	915	0	1,642	83,640	97,393	181,033	-10
西区	169,936	623	520	429	75	354	0	1,572	811	656	0	1,626	79,516	90,629	170,145	209
市合計	1,308,513	5,463	4,909	4,250	570	3,680	0	14,622	6,812	6,812	0	14,688	608,528	700,051	1,308,579	66

報告事項 2

在外選挙人名簿登録者数について

2月21日～3月5日区委員会議決分

区 分	前回 登録者数	前回以降の 新規登録者数	前回以降の 登録移転者数	前回以降の 抹消者数	今回 登録者数
東 区	131	0	0	2	129
博 多 区	100	0	0	0	100
中 央 区	147	0	0	0	147
南 区	145	0	0	0	145
城 南 区	78	0	0	0	78
早 良 区	116	0	0	2	114
西 区	77	0	0	0	77
福岡市計	794	0	0	4	790

報告事項 3

令和6年度 当初予算案について

(歳 入)

目	令和6年度 千円	令和5年度 千円	比較増減(△)		事項説明
			金額 千円	率 %	
17款 分担金及び負担金 1項 負担金 1目 総務費負担金	-	2,359	△2,359	皆減	地方自治法に基づく脇山財産区議会議員選挙費負担金
19款 国庫支出金 2項 国庫補助金 1目 総務費国庫補助金	7,392	-	7,392	皆増	デジタル基盤改革支援補助金交付要綱に基づく補助金
20款 県支出金 3項 委託金 1目 総務費委託金	509,448	169,107	340,341	201.3	公職選挙法に基づく在外選挙人名簿登録事務費委託金 202千円 公職選挙法に基づく県知事選挙費委託金 509,246千円
25款 諸収入 2項 保険料収入 1目 保険料収入	320	263	57	21.7	雇用保険法に基づく保険料収入 (会計年度任用職員分) 20千円 厚生年金保険法に基づく保険料収入 (会計年度任用職員分) 300千円
25款 諸収入 12項 雑入 13目 その他の雑入	1	1	-	-	
歳入合計	517,161	171,730	345,431	201.1	

(歳 出)

2款 総務費
4項 選挙費

科 目	令和6年度 千円	令和5年度 千円	比較増減(△)		事項説明
			金額 千円	率 %	
1目 選挙管理委員会費	270,912	267,128	3,784	1.4	(前年度予算) 1 給与費等 256,410千円 (253,745千円) (市)委員長 月額 205千円 (市)委員(3人) 月額 157千円 (区)委員長(7人) 月額 90千円 (区)委員(21人) 月額 70千円 事務局職員 31人 ・正規職員 30人(市9人、区21人) ・会計年度 1人(市1人) 〔関連歳入〕 (25) 諸収入 320千円 雇用保険料収入 20千円 厚生年金保険料収入 300千円 2 経常事務費 7,110千円 (7,173千円) 〔関連歳入〕 (20) 県支出金 202千円 在外選挙人名簿登録事務費委託金 (25) 諸収入 1千円 その他の雑入 3 選挙システム関連経費 7,392千円 (6,210千円) 〔関連歳入〕 (19) 国庫支出金 7,392千円 デジタル基盤改革支援補助金

科 目	令和6年度 千円	令和5年度 千円	比較増減(△)		事 項 説 明
			金 額 千円	率 %	
2目 選挙啓発費	6,298	6,186	112	1.8	(前年度予算) 明るい選挙推進事業費 6,298 千円 (6,186千円) 〔主な事業〕 ・一般有権者に対する啓発 3,988 千円 (3,929千円) ・若者に対する啓発 1,358 千円 (1,222千円) ・明るい選挙推進協議会の運営 897 千円 (1,020千円)
3目 県知事選挙費	509,246	- (425,377)	509,246 (83,869)	皆増 (19.7)	(前回県知事選挙予算) 1 一般職職員給与費等 116,155 千円 (117,424千円) ・会計年度 1,348人 ※正規職員については時間外勤務手当等を計上 〔関連歳入〕 (20) 県支出金 116,155 千円 県知事選挙費委託金 2 臨時啓発費 17,966 千円 (2,342千円) 〔関連歳入〕 (20) 県支出金 17,966 千円 県知事選挙費委託金 3 その他の選挙執行経費 375,125 千円 (305,611千円) 〔主な経費〕 ・入場整理券郵送料 99,879 千円 (70,287千円) ・ポスター掲示場設置撤去 44,209 千円 (36,879千円) ・投票立会人等報酬 11,857 千円 (10,170千円) ・簡易スロープ設置撤去 10,850 千円 (7,617千円) ・投票システム運用 10,450 千円 (10,770千円) 〔関連歳入〕 (20) 県支出金 375,125 千円 県知事選挙費委託金
▲ 県議会議員 選挙費	-	168,950	△168,950	皆減	
▲ 市議会議員 選挙費	-	325,232	△325,232	皆減	
▲ 協山財産区 議会議員 選挙費	-	2,359	△2,359	皆減	
歳出合計	786,456	769,855	16,601	2.2	

※3目 県知事選挙費の欄の()書きは、前回同選挙に係る予算額と令和6年度予算額との比較増減

令和6年度 選挙啓発事業について

< 明るい選挙推進事業費 > ※常時啓発

事 業	予算 (千円)
1 一般有権者に対する啓発	3,988
・せんきよかわら版の発行・配布	3,078
・話し合い学級の実施	800
・啓発物資の作製・配布等	110
2 若者に対する啓発	1,358
・ポスターコンクールの実施	557
・若者向けチラシの作成・配布等	455
・住民票異動呼びかけポスターの作成・配布	150
・研修会への参加等	196
3 明るい選挙推進協議会の運営	897
・(公財) 明るい選挙推進協会への負担金	400
・研修会への参加等	387
・事務費等	110
4 その他	55
合 計	6,298

※選挙時に行う臨時啓発 (予定)

- ・グラフィックポスター、懸垂幕、横断幕等の製作・掲示
- ・大学生の選挙啓発グループなどによる啓発動画作成
- ・公共施設における大型画面・PRボードの活用
- ・SNSを活用した啓発
- ・広報車の運行、庁内放送、駅構内放送 等